

大学共同利用機関法人人間文化研究機構大学共同利用機関の長に関する就業規則

〔平成16年 4月 1日〕
規 程 第 1 7 号

一部改正 平成21年 7月 7日

一部改正 平成21年 9月 9日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定により、大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「機構」という。）に設置される大学共同利用機関（以下「機関」という。）に勤務する館長又は所長（以下「機関の長」という。）の就業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、機関の長に適用する。

(機関の長の定義及び責任)

第3条 機関の長は、恒常的に置く必要がある職に充てるべき常時勤務する者で、任期を定める職員とし、その職名は、設置される機関に応じて次の各号に定めるところによる。

- 一 国立歴史民俗博物館長
- 二 国文学研究資料館長
- 三 国立国語研究所長
- 四 国際日本文化研究センター所長
- 五 総合地球環境学研究所長
- 六 国立民族学博物館長

2 機関の長は、機関の高度な研究業務の推進、研究体制の整備及び機関の円滑かつ健全な運営に関する統括的な責任を負う。

(権限の委任)

第4条 機関の長は、この規則に規定する権限の一部を機関の職員に委任することができる。

(法令との関係)

第5条 機関の長の就業に関し、この規則に定めのない事項については、労基法、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「国大法」という。）及びその他の法令の定めるところによる。

(遵守遂行)

第6条 機関の長は、この規則を誠実に遵守し、当該機関の秩序の保持と円滑な業務運営に努めなければならない。

2 機関の長は、その指揮命令下にある職員の人格を尊重し、その指導育成に努めるとともに、率先してその職務を遂行しなければならない。

第2章 任免

第1節 採用

(採用)

第7条 機関の長の採用は選考による。

2 機関の長の選考に関する事項については、別に定める。

(労働条件の明示)

第8条 機構長は、採用をしようとする機関の長に対し、あらかじめ、次の事項を記載した文書を交付するものとする。

一 労働契約の期間に関する事項

二 就業の場所及び従事すべき業務に係る事項

三 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を2組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項

四 給与（退職手当及び臨時に支払われる賃金、賞与及び労働基準法施行規則第8条各号に掲げる賃金を除く。以下この号において同じ。）の決定、計算及び支払の方法、給与の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項

五 退職に関する事項（解雇の事由を含む）

(提出書類)

第9条 機関の長は、採用され就任した後速やかに機構長が必要とする書類を提出しなければならない。

(赴任)

第10条 赴任の命令を受けた機関の長は、発令の日から、次に掲げる期間内に赴任しなければならない。ただし、やむを得ない理由により定められた期間内に新任地に赴任できないときは、機構長の承認を得なければならない。

一 住居移転を伴わない赴任の場合 即日

二 住居移転を伴う赴任の場合 7日以内

第2節 評価

(勤務評定)

第11条 機構長は、機関の長の勤務実績について評定を実施する。

第3節 休職及び復職

(休職及び復職)

第12条 機構長は、機関の長が、次の各号の一に該当した場合は休職とすることができる。

- 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
 - 二 刑事事件に関し起訴された場合
 - 三 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合
 - 四 その他機構が休職を必要と認める場合
- 2 休職中の教職員の休職事由が消滅したときは、すみやかに復職させるものとする。
- 3 休職の期間が満了したときは、当然復職するものとする。
- 4 機関の長の休職及び復職について、その他必要な事項は、別に定める「職員の休職及び復職に関する規程」による。

第4節 任期及び退職

(任期)

第13条 機関の長の任期は4年とする。

- 2 再任の場合の任期は2年、再任は2回までとし、通算8年とする。
- 3 機関の長には職員退職規程第4条に定める定年年齢を適用しない。
- 4 機関の長の再任について、その他必要な事項は、別に定める。

(退職)

第14条 機関の長が次の各号の一に該当した場合は退職とし、機関の長としての身分を失う。

- 一 第13条に定める任期を満了した場合
 - 二 退職を願い出て機構長から承認された場合
 - 三 第12条に定める休職の期間が満了しても、休職事由がなお消滅しない場合
 - 四 死亡した場合
- 2 機関の長の退職について、その他必要な事項は、別に定める「職員退職規程」による。

第5節 解雇

(解雇)

第15条 機構長は、機関の長が次の各号の一に該当するときは解雇する。

- 一 成年被後見人又は被保佐人となった場合
 - 二 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - 三 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合
- 2 機構長は、前項のほか、機関の長が次の各号の一に該当するときは解雇することができる。
- 一 勤務実績が著しくよくない場合
 - 二 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合

- 三 前各号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を欠く場合
 - 四 組織の再編等の事由により機関が閉鎖又は統合された場合
 - 五 天災事変その他やむを得ない事由により、機関の継続が不可能となった場合
 - 六 その他前各号に準ずるやむを得ない事由がある場合
- 3 機関の長の解雇について、その他必要な事項は、別に定める「職員解雇規程」による。

第3章 服務

(誠実義務)

第16条 機関の長は、国大法に定める大学共同利用機関法人の使命とその業務の公共性を自覚し、機構長の指示命令を守り、職務上の責任を自覚し、誠実にかつ公正に職務を遂行するとともに、機構の秩序の維持に努めなければならない。

(職務専念義務)

第17条 機関の長は、この規則又は関係法令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、機構がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

(職務専念義務免除期間)

第18条 機関の長の職務専念義務免除期間に関し、必要な事項は、別に定める「職員の勤務時間及び休暇等に関する規程」による。

(遵守事項)

第19条 機関の長は、法令に定めのある場合のほか、次の事項を守らなければならない。

- 一 みだりに勤務を欠いてはならない。
- 二 職務の内外を問わず、機構の信用を傷つけ、その利益を害し、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 三 職務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。
- 四 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的利用のために用いてはならない。
- 五 機構長の許可なく、事業を営み、又は職務以外の業務に従事してはならない。
- 六 機構の敷地及び施設内（以下「機構内」という）で、喧騒、その他秩序・風紀を乱す行為をしてはならない。
- 七 機関の長の立場を利用しての政治的及び宗教的活動を行ってはならない。
- 八 機構長の許可なく、機構内で放送・宣伝・集会・勧誘又は文書画の配布・回覧掲示、その他これに準ずる行為をしてはならない。
- 九 機構長の許可なく、機構内で営利を目的とする金品の貸借をし、物品の売買を行ってはならない。

(機関の長の倫理)

第20条 機関の長の倫理について、その遵守すべき職務に係る倫理原則及び倫理の保持

を図るために必要な事項については、別に定める「職員倫理規程」による。

(ハラスメントに関する措置)

第21条 ハラスメントに関する措置については、別に定める「ハラスメント防止等に関する規程」による。

(入所禁止又は退所)

第22条 機構長は、機関の長が次の各号の一に該当するときは、その入所を禁止し、または退所させることがある。

- 一 職場の風紀秩序を乱し、又はそのおそれのあるとき
- 二 火器、凶器等の危険物を所持しているとき
- 三 衛生上有害と認められるとき
- 四 その他前各号に準じ就業に不都合と認められるとき

2 前項の規定により入所を禁止させられたとき、又は退所させられたときの給与の取扱いについては、「職員給与規程」による。

(兼業の許可)

第23条 機関の長の兼業の許可に関する事項は、別に定める「職員兼業規程」による。

第4章 勤務時間及び休暇等

(勤務時間及び休暇等)

第24条 機関の長の勤務時間及び休暇等に関する事項は、別に定める「職員の勤務時間及び休暇等に関する規程」による。

2 機関の長の育児休業に関する事項は、別に定める「職員の育児休業等に関する規程」による。

3 機関の長の介護休業に関する事項は、別に定める「職員の介護休業等に関する規程」による。

第5章 給与及び退職手当

(給与)

第25条 機関の長の給与に関する事項は、別に定める「職員給与規程」による。

(退職手当)

第26条 機関の長の退職手当に関する事項は、別に定める「職員退職手当規程」による。

第6章 表彰及び懲戒

第1節 表彰

(表彰)

第27条 機構長は、機関の長が次の各号の一に該当する場合は、表彰する。

- 一 業務上特に顕著な功績があった場合
- 二 その他表彰に値する場合

第2節 懲戒等

(懲戒)

第28条 機関の長の懲戒等に関する事項は、別に定める「職員懲戒規程」による。

(訓告等)

第29条 機構長は、前条の懲戒処分に該当しないが、サービスを厳正にし、規律を保持する必要があるときに、訓告、嚴重注意を文書又は口頭により行う。

第7章 安全衛生

(安全・衛生管理)

第30条 機関の長は、事業場の危険防止及び職員の健康増進のため、進んで環境の整備と安全及び衛生の保持に努めなければならない。

- 2 安全衛生管理について必要な事項は、別に定める。

第8章 福利・厚生

(宿舎)

第31条 機関の長の宿舎の利用について必要な事項は、別に定める。

(福利・厚生施設)

第32条 機関の長の福利厚生施設（前条に定める宿舎を除く）の利用について必要な事項は、別に定める。

第9章 出張

(出張)

第33条 機構長は、業務上必要がある場合は機関の長に出張を命じることができる。

- 2 機関の長は、出張から帰着したら、すみやかにその旨を機構長に報告しなければならない。

(旅費)

第34条 機関の長が出張した場合の旅費の取扱いについては、別に定める「旅費規程」による。

第10章 災害補償等

(業務上の災害補償)

第35条 機構長は、機関の長の業務上における負傷、疾病、障害及び死亡について、労基法及び「労働者災害補償保険法」(昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。)の定めるところにより災害補償を行う。

2. 前項の補償が行われるときは、機構は労基法上の補償の義務を免れる。

(通勤災害)

第36条 機関の長は、通勤途上における災害について、労災法の定めるところにより、同法の給付を受けることができる。

(労働福祉事業)

第37条 前2条の災害を受けた機関の長及びその遺族の援護を図る場合、その他必要な場合における福祉事業に関しては、労災法の定めるところによる。

附 則

第1条 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

第2条 第13条第1項にかかわらず、平成16年4月1日において引き続き機関の長として勤務する場合の任期は、平成16年4月1日の前日において文部科学大臣により定められた日までとする。

第3条 前条の機関の長を第3条第2項に基づき再任する場合は、文部科学大臣が機関の長として任命した期間を通算する。

附 則

この規則は、平成21年7月7日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。